

全国及び宮城県における障害者虐待の現況について

○ 平成29年度都道府県・市区町村における
障害者虐待事例への対応状況等調査結果（出典 厚生労働省）

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待		
			(参考) 都道府県労働局の 対応		
市区町村等への 相談・通報件数	4,649 件 (4,606 件)	2,374 件 (2,115 件)	691 件 (745 件)	虐待判断 件数	597 件 (581 件)
市区町村等による 虐待判断件数	1,557 件 (1,538 件)	464 件 (401 件)		被虐待者数	1,308 人 (972 人)
被虐待者数	1,570 人 (1,554 人)	666 人 (672 人)			

(注1) 上記は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに虐待と判断された事例を集計したもの。
カッコ内については、前回調査(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)のもの。

(注2) 都道府県労働局の対応については、平成30年8月22日雇用環境・均等局総務課労働紛争処理業務室のデータを引用。「虐待判断件数」は「虐待が認められた事業所数」と同義。

厚生労働省による「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
(障害者虐待防止法)に基づく対応状況等に関する調査」における県分の調査結果
(平成29年4月1日から平成30年3月31日)

<宮城県の調査結果推移>

(単位:件)

類型	区分	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度
障害者福祉施設従事 者等による虐待	相談・通報・届出	35	33	23	26
	虐待の事実有り	9	6	3	5

※ 件数は、県及び市町村（仙台市含む）が対応した件数

1 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待への対応状況等

(1) 相談・通報・届出件数

平成28年度	平成29年度	増減
23件	26件	3件(13.0%)

(2) 相談・通報・届出者

「被虐待者本人」,「家族・親族」が併せて38.4%と多くなっている。

相談・通報者	人数	比率 (%)
被虐待者本人	5	19.2
家族・親族	5	19.2
当該施設・事業所設置者・管理者	4	15.5
当該施設・事業所職員	4	15.5
当該施設・事業所元職員	1	3.8
近隣住民・知人	1	3.8
相談支援専門員	1	3.8
当該市町村行政職員	1	3.8
運営適正化委員会(社会福祉法第83条)	1	3.8
その他	3	11.6
合計	26	100.0

注) 1件の事例について複数人から相談・通報・届出があった場合は重複して計上。

(3) 県及び市町村による虐待事実の確認調査結果

虐待の事実が認められた事例は5件であった。

種別	件数	比率 (%)
虐待の事実が認められた事例	5	19.2
虐待の事実が認められなかった事例	8	30.8
虐待の事実の判断に至らなかった事例	6	23.1
明らかに虐待はなく、事実確認調査不要等	7	26.9
合計	26	100.0

注) 1件の事例について複数の市町村が事実確認調査を行った場合は重複して計上。

(4) 虐待の状況(虐待の事実が認められた事例5件の内訳)

①虐待の種別

身体的虐待	1件
性的虐待	3件
心理的虐待	1件
放棄・放置	2件
経済的虐待	0件
合計	7件

②サービス種別

就労継続支援B型	2件
障害者支援施設	1件
生活介護	1件
放課後等デイサービス	1件
合計	5件

注) 1件の事例について複数の虐待種別があった場合は重複して計上。

③虐待を行った従事者の職種

管理者	3人
サービス管理責任者	1人
生活支援員	4人
職業指導員	0人
その他従業員	2人
合計	10人

④県及び市町村が障害者虐待に対して取った措置

施設・事業所に対する指導（施設・事業所からの改善計画の提出）	5件
虐待を行った障害者福祉施設従事者等への注意・指導	0件
報告徴収，質問，立入検査	0件
改善勧告	0件
指定の効力の全部又は一部停止	0件
合計	5件

注) 1件の事例において複数人が虐待を行っていた場合は重複して計上。

注) 1件の事例に対して同種の措置を複数回行った場合でも1件として計上。

2 本県における障害者虐待防止対策

(1) 宮城県障害者権利擁護センターの設置

使用者による虐待など障害者虐待に関する通報等に対応するため、宮城県障害者権利擁護センターを設置し、社会福祉士の資格を持つ職員を1名常勤で配置している。

(2) 障害者虐待防止権利擁護研修会の実施

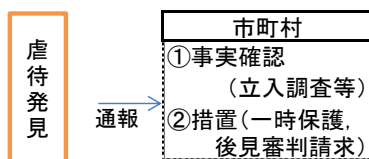
障害者福祉施設従事者等を対象に、虐待防止を始めとする権利擁護に関する研修会を実施している。

参考

障害者虐待防止法のスキーム

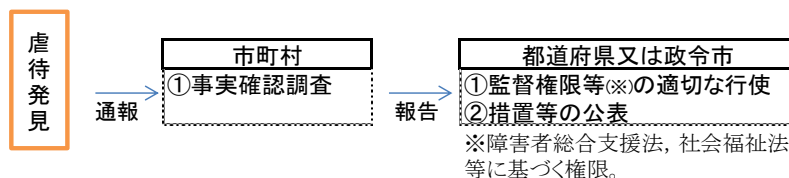
養護者による虐待

【市町村の責務】相談等，居室確保，連携確保



障害者福祉施設従事者等による虐待

【設置者等の責務】当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施



使用者による障害者虐待

【事業主の責務】当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施

